

# カントの「超越論的弁証論」の構造について

伊藤 美恵子

## はじめに

「超越論的弁証論 (die transzendente Dialektik)」は、序論、第一篇、第二篇、付録の四つの部分から構成される。第一篇は「理念」が主題である。第二篇では「弁証論的推論 (dialektischer Schluß)」が議題とされ、そこには三つの章が設けられている。

### 第二篇 純粋理性の弁証論的推論について

#### 第一章 純粋理性の誤謬推理 (Paralogism) について

#### 第二章 純粋理性のアンチノミー (Antinomie)

#### 第三章 純粋理性の理想 (Ideal)

このような三章だての構成のもとで、超越論的仮象を生じさせる「純粋理性の弁証論的推論」が明らかにされ、審議される。本稿はまず、この三章からなる議論の道筋が、カントのどのような意図のもとに描かれ、構成されているのか、と問いを立てよう。これら三つの議論はたんに思いつくまま並列されたにすぎないのか。あるいは何らかの企てのもと、必然的な配置をとっているのか。

本稿の考察は、この問いに対し、第三章（「理想」章）こそが先立つ二つの章の議論の形而上学的前提となっていることを明らかにする。この「理想」章は、他の二つの章に比べ、従来の研究ではあまり注目されてこなかった<sup>1</sup>。しかし、この箇所での議論が、ある側面からは『純粋理性批判』を代表すると言いうるアンチノミー論の思想的基盤となっているとするならば、『純粋理性批判』における「理想」章の位置づけも、あらためて明確なものになるはずである<sup>2</sup>。

## 1. 純粋理性の弁証論的推論 総合的順序と分析的順序

「超越論的弁証論」の第二篇「純粋理性の弁証論的推論について」が三つの章によって構成されているのは、弁証論的推論に三種類があるためである。それぞれに章が設けられ、第一章が「誤謬推理」、第二章は「アンチノミー」、第三章は「理想」として、弁証論的推論が主題的に論じられる。これらにはまた、そ

れぞれに対応する理念があり、理念が三つあるのに応じて、弁証論的推論も三つしかないのだとカントは言う (A339/B397)。それぞれの弁証論的推論を通じて、対応する理念が結論として導出されるのである。第一に、誤謬推理では、「主観」という概念から推論されて、「主観の絶対的単一性」(魂の不死) という理念が結論として導かれる。第二に、アンチノミーでは、「現象一般の条件の系列の絶対的全体」(世界) という理念が結論として導かれる。第三に、理想では、「物一般の可能性のあらゆる条件の絶対的総合的統一」(神) という理念が結論として導かれる (A340/B398)。つまり、「誤謬推理」、「アンチノミー」、「理想」は、それぞれ「魂の不死」、「世界」、「神」という理念を導くのである。

このような推論が「詭弁的 (vernünftelnd)」と呼ばれ、避けられねばならないのは何故かといえば、それは推論によって導出された結論としての理念に、われわれが「不可避的な仮象によって客観的実在性を与えてしまう」(A339/B397) からである。したがって、推論そのものに虚偽はない。すなわち、われわれが理念に付与するものとして、客観的実在性ではなく、単に主観的な実在性のみで満足するならば、何も非難される謂われはないのである。しかし、客観的実在性を与えるとなると、そのようなことは断じて避けられねばならない。理念に対応する対象は、現実的経験においては見いだされず (A338/B396)、「そのような対象については、いかなる知識をももちえない」(A339/B397) からである。

そこで、それぞれの弁証論的推論を三章に分けて議論するわけであるが、その構造的連関が本稿の関心事である。三種の理性推論に構造的な連関はあるのか。あるとすればどのようなものであるのか。この問題について導きの糸となるのは、次の記述である。先立つ箇所、「超越論的弁証論」の第一篇第三章「超越論的理念の体系」には次のように言われている。「超越論的諸理念そのもののあいだに、ある種の連関と統一が見いだされ、また純粹理性は、これらの理念によって、純粹理性のあらゆる認識を一つの体系へともたらす」(A337/B394)。すなわち、「魂の不死」、「世界」、「神」という超越論的諸理念のあいだには連関と統一があり、これによってすべての理性認識が体系づけられると宣言されている。とするならば、それぞれの理念を結論として導出するところの理性推論(「誤謬推理」、「アンチノミー」、「理想」)もまた、互いに連関と統一をもつと推測されてよいだろう。しかし理性推論について検討する前に、理念相互の連関についてさらに言及されているので見ておくことにしよう。続く箇所で、諸理念相互の連関が具体的に描かれている。すなわち、諸理念は、「魂」についての認識から「世界認識」へ、さらに「根源的存在者 (Urwesen)」へと進んでいく「自然な進行」をなす関係にある。

この「魂」から「世界」、そして「根源的存在者（神）」へという「自然な進行」はまた、「分析的順序」（B395 Anm.）とも言い換えられている。この順序は、「経験が我々に直接に手渡すもの、すなわち靈魂論からはじめて宇宙論に進み、そこから神の認識へと進行する」順序であり、これは「総合的順序に必然的に先行しなければならない」仕事であって、この分析的な仕事を完了してはじめて諸理念を「体系的に表象する」ことが可能になる（ibid.）。総合的順序においては、第二の理念（世界）が第一の理念（神）と結びつけられ、その必然的な結論として第三の理念（魂の不死）へと導かれるという、神、世界、魂の不死という反対向きの順序において、体系的連関をなしているのである。

カントのこのような分析的順序と総合的順序の区分は、言い換えれば、われわれ経験の側から、魂、世界、神へと徐々に上昇していく分析的順序と、これに対して事柄そのものの側から、神、世界、魂へと下降する体系的・総合的順序との区分である<sup>3</sup>。われわれ有限な人間による研究においては、まず分析的順序が採られなければならない、それゆえ、「弁証論的推論」をなす三章の順序も、この分析的順序に従い、魂、世界、神の順序に従って、誤謬推理、アンチノミー、理想の順序で論じられることになるのである。するとまた、次のことも明らかであるように思われる。すなわち、形而上学という学の「体系的」な——したがって「総合的」順序の——見地からすれば、その形而上学的前提として位置づけられるのは、「神」の理念が結論として導出されるどころの推論、すなわち「純粹理性の理想」である、ということである。本稿の課題は、やはりこの「理想」章の解明に向けられねばならないだろう。

しかし忘れてはならないのは、この「超越論的弁証論」において扱われている理性推論とは、弁証論的な推論だという点である。つまり、それは回避されねばならない宿命のものであるということを念頭に置かなければならない。推論において、対応する対象のない理念に、誤って客観的な実在性を与えてしまうという、人間理性に必然的な仮象を回避することが、超越論的弁証論のねらいなのだから。

## 2. 「純粹理性の誤謬推理」における論証構造

超越論的弁証論の構造を解明するのが本稿の意図するところとはいえ、各章を詳細に検討していくことは本稿の目的ではない。むしろ、各議論の論証形式について検討することこそが、課題に応えるものだと考える。

まず「誤謬推理」の論証形式について検討する。「誤謬推理」の章においては、

複数の証明が誤謬推理として扱われる。ただし、それらは次に引用するただ「一つの推論に支えられている」(B410)とカントは述べているので、ここではそれを検討する。

大前提「Subjekt としてしか考えられないものは、また Subjekt としてしか存在せず、したがってそれは実体である。」(ibid.)

小前提「ところで、思惟する存在者は、ただそれだけとして考察すれば、Subjekt としてしか考えられない。」(B411)

結論「それゆえ、思惟する存在者はまた、Subjekt としてしか、すなわち実体としてしか存在しない。」(ibid.)

この推論は、結論として、「思惟する存在者」(すなわち「私 (Ich)」(B412 Anm.))が実体であることを導くのであるが、カントはこれを否定する。なぜかといえば、大前提の主語において考えられている存在者(「Subjekt としてしか考えられないもの」)は、「およそあらゆる観点から考えられる存在者であり、したがって直観においても与えられるような存在者」(ibid.)であるのに対し、小前提において考えられているのは、「思惟と意識の統一にのみ関係する」(ibid.)存在者だけであって、こちらでは「直観において与えられるような存在者」については考えられていないにもかかわらず、誤って両命題の存在者が同一のものと見なされ証明が行われてしまっているからである。

簡略化するならば、上の証明は次のように書くことができよう。

大前提「Subjekt (A) は Subjekt=実体 (B) である。」

小前提「思惟する存在者=私 (C) は Subjekt (A) である。」

結論「よって、思惟する存在者=私 (C) は実体 (B) である。」

大前提の Subjekt (これを仮に  $A_1$  とする) と小前提の Subjekt (同様に  $A_2$  とする) は、実際には異なるものであるにもかかわらず、誤って同一のものとみなすことによって誤謬推理が生じているとカントは指摘する。すなわち、大前提の Subjekt ( $A_1$ ) は、直観において対象として与えられるような種類の Subjekt をも含意するのに対し、小前提の Subjekt ( $A_2$ ) は単に「それだけとして考えられた思惟する存在者」なのであり、すなわち「思惟と意識の統一にのみ関係するような」存在者としての「私」であって、こちらは直観には与えられないような存在者なのである。この点が明らかになれば、上記の証明は成り立たないことは自明であり、誤謬推理は解決する。

このような誤謬は、異なる二つの概念を誤って同一とみなすことから生じているのであるが、それはつまり「Subjekt」概念の多義性に由来していることが見てと

れる。すなわち、大前提「Subjekt (A<sub>1</sub>) としてしか考えられないものは、また Subjekt (B) としてしか存在せず、したがってそれは実体である」という命題中に、すでに二つの異なる Subjekt の意味が居合わせている。前者の Subjekt (A<sub>1</sub>) は、一般に「あらゆる観点において考えられうる存在者」(B411) であり、Subjekt 概念のすべての意味をになうものとして現れている。これに対し後者の Subjekt (B) は、そこからひそかに限定的に、ラテン語 *subjectum* の原義 (sub 下に + *jectum* 投げられたもの) に基づき、「基体」の意味で用いられている。これは「実体」である。さらに小前提では、Subjekt (A<sub>2</sub>) は「思惟する存在者」として考えられるかぎり、認識活動における作用主体としての「主観」、すなわち統覚としての「主観」(「私」) を意味すると解することができる。このように、一般的な意味での Subjekt (A<sub>1</sub>)、「基体」としての Subjekt (B)、「主観」としての Subjekt (A<sub>2</sub>) が巧妙に織り交ぜられ、上記の推論が成立しているのである。

ここから見てとれるように、“Subjekt”というただ一つ概念から、この概念のみにしたがって一つの推論が形成されている。この誤謬推理の章は、当時の講壇形而上学における理性的心理学の推論を扱うものであるが<sup>4</sup>、その理性的心理学全体が「単なる概念だけによって」(A361) 成立していることを、カントは指摘している。この学は、単なる概念だけによって、「可能的経験との関わりなしに、洞察を拡張する」(ibid.) ことを目論んだために誤謬に陥ったのであると。つまり“Subjekt”の概念からのみ、「Subjekt (A<sub>1</sub>) は Subjekt (B) である」(大前提) という、いわば同一律に基づいた推論を形成しているのである。X = X という同一律こそが、カントが論駁する誤謬推理の根底に存して誤った認識を導いている。言い換えれば、この推論を主張し理性的心理学を形成していた当時の講壇哲学(とりわけライプニッツ＝ヴォルフ学派) は、同一律という論理学上の原理に基づくものと自負して、(カントに言わせれば独断的な) 形而上学を築いたのである。

「純粋理性の誤謬推理」で扱われる誤謬推理の論証構造のうちには、概念のみに基づく同一律という論理的原理が見いだされた。そしてまたカント自身、この点を明らかにすることによって、誤謬を見抜いたのだと言えよう。

### 3. 「純粋理性のアンチノミー」における論証構造

「純粋理性のアンチノミー」には四つの推論が提示されている。本稿では、そのうち第一アンチノミーを例にとってその論証構造を分析することにしたい。カントは第一アンチノミーを他のすべてのアンチノミーの基本モデルと考えていた

からである。

定立「世界は時間的に始まりをもち、また空間的にも限界を有する。」  
(A426/B454)

反定立「世界は時間的な始まりをもたず、また空間的にも限界をもたない、  
すなわち世界は時間的にも空間的にも無限である。」(A427/B455)

テーゼ(定立)は、「世界は有限である」と主張し、アンチテーゼ(反定立)は「世界が無限である」ことを主張する命題である。それぞれの立場が自説の正しいことを証明していくのであるが、テーゼ「世界は有限である」の証明は、「世界は時間的な始まりをもたないと仮定しよう」(A426/B454)から始まり、アンチテーゼ「世界は無限である」の証明の始まりは、反対に「世界は始まりをもつと仮定しよう」(A427/B455)となっている。つまり、それぞれが自説の反対の立場をまず仮定することから始め、そして次に、それぞれの反対の主張を推し進めると不可能な事に行き当たることを示し、この反対の主張が偽であることを証明するという手順をとっている。すなわち、対立する反対の立場が矛盾に陥ることを示すことによって、自らの主張を正当化するのがアンチノミーの論証構造である。

しかしながら、テーゼとアンチテーゼが両者とも同じ形式において自説を証明するならば、はたしてどちらが正しい説なのであろうか。カントはこの問題の解決を、この章において示そうとしているのである。

ところで、対立する反対の立場が矛盾に陥ることを示すことによって、自らの主張を正当化するという手続きは、矛盾律に基づいていることは明らかである。このような証明方法をカントは別の箇所「帰謬的(apagogisch)証明」(A789/B817)ないし「間接的証明」(IX 71)と呼び、「直示的(ostensiv)証明」(A789/B817)ないし「直接的証明」(IX 71)と対置させて説明している。直示的証明は「ある真理をその根拠から証明する」のに対し、間接的・帰謬的証明は、「ある命題の真理を、その反対が偽であることから推論する」(ibid.)。ただし、この帰謬的証明は、対立する二つの命題の関係が次のような条件のもとにあつてのみ有効である。「だがこの後者の〔帰謬的〕証明が妥当性をもつべきであるならば、両命題は矛盾的に(contradictorisch)、ないしは正反対に(diametraliter)対立していなければならない。なぜなら、単に反対に(conträr)対立している二つの命題(反対対立: *contraire opposita*)は両者とも偽でありうるからである」(ibid.)。

すなわち、帰謬的証明が有効であるためには、対立する二つの命題が真に矛盾するものでなければならず、単に反対だけではこの証明は効力を発しないのである。この「矛盾的」ないし「正反対」に対立することと、単に「反対に」対立

することとはどのように異なるのだろうか。カントの説明によれば、真正の矛盾をなす「矛盾対立 (contradictoire opposita)」は、「対立に必要なことより多くも少なくも含んではいない」(IX 117)。したがってどこをとっても互いに対立する関係にある<sup>5</sup>。これに対し、単に「反対対立」にすぎないものは、「そのうちの一方は全称的に肯定し、他方は全称的に否定する」対立であり、互いに「一方が他方より多くのことを言明している」(ibid.)。したがって、両者の対立関係において、一方が他方を否定する言明のほかには余剰があり、この「余剰分のうちには偽が存しうる」(ibid.) から、両方の判断とも偽でありうる<sup>6</sup>。要するに、対立する二つの立場が真に矛盾しているならば、相手を否定することによって自説の正当性を証明できるが、真の矛盾でない場合、すなわち反対対立にすぎない場合は、このような帰謬的・間接的証明は妥当でないということである。

それでは、第一アンチノミーの場合はどうだろうか。すでに見たように、第一アンチノミーでは、二つの対立する立場が、両立場の証明において、まさにこの帰謬的証明を用いていたのである。両者とも、形式的に見るかぎりは証明として成立しているように思われるが、しかしカントは両者とも偽であると結論づける。というのも、両立場は、テーゼ「世界は時間的・空間的に有限である」とアンチテーゼ「世界は時間的・空間的に無限である」として、時間的性質と空間的性質について問題にされているが、批判哲学の仕事による成果として得られたところによると、時間的性質も空間的性質も、主語「世界」それ自体の性質ではなく、単にわれわれ主観の感性的表象にすぎないのであり、したがって、一つの客観的対象としての「世界」そのもののうちに二つの矛盾的性質が居合わせているわけではないからである。時間的な始まりをもつか否かということや、空間的な限界があるか否かということは、「世界」それ自体に内在する性質ではなく、単にわれわれの主観的形式の表象にすぎないのである。それゆえカントは次のように述べている。「しかしこの帰謬的証明方法は、われわれの諸表象の主観的なものを客観的なものに、すなわち対象においてあるものの認識に、すり替える (unterschieben) ことが不可能な諸学問においてのみ認められうるのである。」(A791/B819)

数学においてはそのような「すり替え」は不可能である (A792/B820)。第一アンチノミーにおいてはどうかといえば、すり替えは行われたのである。ここでは、時間的・空間的性質という「われわれの諸表象の主観的なもの」が誤って客観的なものと見なされた結果、「世界」という主語概念に内在すると考えられた対立する二つの性質が、矛盾対立する関係にあると誤って見なされたのである。この場合は「両者とも偽でありうるのであって、一方の命題の偽であることから他方の

命題の真理は推論されない」(A791/B819)。したがって、第一アンチノミーにおいては、採用された帰謬的・間接的証明方法は無効なのである。

以上に見てきたように、アンチノミーは、一見したところ矛盾対立の関係にある二つの立場が、主観的なものと客観的なものとのすり替えによって仮象の矛盾を生じさせているだけであった。実際には両者は真の矛盾をなしていないことを明らかにすることによって、アンチノミーは解決されるのである。

先の「誤謬推理」においては、誤った同定(「Subjekt は Subjekt である」)が同一律に基づいて誤謬を生じさせていたのと同様に、アンチノミーにおいては、仮象の矛盾が、矛盾律に基づいて誤謬を生じさせたのである。

しかしこの矛盾律よりも、さらに深いところでアンチノミーの論証構造の前提となっているのは、排中律だと言えよう。排中律とは、「二つの矛盾した命題の間にある命題を排除する原理」(IX 53)として、論理的な原理である。したがって、矛盾する二つの命題の一方が偽であるなら、もう一方の命題が真であるという、アンチノミーが論ずる論証方法は、まさにこの排中律を根拠としているのだと言える。「排中律にしたがえば、矛盾する両方の判断が真であることはありえず、その両方が偽であることも同様にありえない。それゆえ一方が真であるならば他方は偽であり、その逆も成り立つ」(IX 117)。カントが論駁したアンチノミーにおいては、互いに矛盾する二つの命題以外の、第三の解を求める道は、排中律によってあらかじめ閉ざされていたのである。

#### 4. 「純粹理性の理想」における論証構造

##### 4. 1 排中律に基づく選言的理性推論

ところで、「誤謬推理」、「アンチノミー」、「理想」という三つの弁証論的推論は、それぞれ三種類の推論形式に対応するとカントは考えている。すなわち、誤謬推理は「定言的 (kategorisch) 理性推論」に、アンチノミーは「仮言的 (hypothetisch) 理性推論」に、理想は「選言的 (disjunktiv) 理性推論」に対応する (A335/B392-3, A406/B432-3)。「理性は、定言的理性推論に用いるのとまったく同じ機能を総合的に使用するだけで、思惟する主観の絶対的統一という概念に必然的に到達せざるをえない。また仮言的理性推論における論理的手続きは、与えられた諸条件の一つの系列における絶対的無条件者という理念を必然的に引きおこさざるをえない。最後に、選言的理性推論の単なる形式は、あらゆる存在者中の存在者という最高の理性概念を必然的に引きおこさざるをえない。」(A335f./B392f.)

すなわち、誤謬推理は、定言的理性推論によって「思惟する主観の絶対的統一」としての「魂」の理念に到達する。また、アンチノミーは、仮言的理性推論によって、「与えられた諸条件の一つの系列における絶対的無条件者」としての「世界」の理念を生じさせる。そして理想は、選言的理性推論によって、「あらゆる存在者中の存在者」としての「神」の理念を導出するのである。

定言的理性推論とは、要するに一般的に考えられた三段論法の形式である。すなわち、「AはBである」、「BはCである」、「よってAはCである」という形の推論である。仮言的理性推論は、「pならばqである」、「qならばrである」、「よってpならばrである」という形式の推論である。そして、選言的理性推論は、「Pであるか、またはQである」、「Pではない」、「よってQである」という形をとる。

さて、前節までの考察から判明したのは、「誤謬推理」は同一律に基づく推論を扱い、「アンチノミー」は矛盾律および排中律に基づく推論を対象としているということである。ところが、『論理学』の中では、排中律と結びつけられるのは、アンチノミーの推論形式としての仮言的理性推論ではなく、選言的理性推論のほうである。「選言的理性推論の原理は排中律である」(IX 130)<sup>7</sup>。確かに「Pであるか、またはQである」、「Pではない」、「よってQである」という推論形式をもつ選言的理性推論は、排中律に基づいているのは明らかである。とするならば、「超越論的弁証論」の第三章「純粋理性の理想」においてもまた排中律が原理として働いているはずである。

#### 4. 2 「純粋理性の理想」における形而上学的基盤

「理想」章は、「誤謬推理」と「アンチノミー」に続き、弁証論的推論の第三のものを論じる。それはいかなる理性推論であるのか。「理想」章の第二節「超越論的理想（超越論的原型：Prototypon transzendentele）について」を検討する。

まず冒頭で「規定可能性（Bestimmbarkeit）の原則」が提示される。「すべての概念は、自己のうちに含まれていないものに関しては未規定であり、規定可能性の原則にしたがう。すなわち、互いに矛盾対立するあらゆる二つの述語のうち的一方だけがこの概念に属するという原則である。」(A571/B599)

ここで言及されている「概念」を、ある命題の「主語」として考えるなら、その「主語」のうちに含まれていないような述語は、この「主語」に関してまだ現在のところ規定されていない性質なのであるが、今後何らかの矛盾対立する述語のペアが与えられたときには、そのペアのどちらか一方だけが、この「主語」の述語として妥当しうるということをこの原則は述べている。それゆえこの原則は

「矛盾律」に基づくとカントは付け加えている (ibid.)。

続いて「汎通的規定原則 (Grundsatz der durchgängigen Bestimmung)」が提示される。「他方で、すべての物 (Ding) は、その物の可能性に関して、さらに汎通的規定の原則にしたがう。すなわち、諸物のあらゆる可能的諸述語は、それらがその反対のものと比較されるかぎり、そのうちの一方がこの物に属さなければならないという原則である。」(A571-2/B599-600)

先の規定可能性原則においては、ただ「概念」が問題となっていたのに対して、汎通的規定原則が適用されねばならないのは「物」である。これは、前者が矛盾律に基づく「論理的原理」にすぎず、「認識の内容をすべて捨象し、認識の論理的形式にだけ着目する」(A571/B599)のに対して、後者は「矛盾律にのみ基づくのではない」ような原則であり、「内容に関わり、単に論理的形式にのみ関わるのではない」(A572/B600)という、両原則の相違に対応する。

規定可能性原則は内容に関わらない論理的原理であるのに対し、汎通的規定原則は内容に関わるというのは、いかなる事態を指すのか。汎通的規定原則は、「すべての物を二つの互いに矛盾する述語の関係のほかに、さらに諸物一般のあらゆる述語の総括 (Inbegriff aller Prädikate der Dinge überhaupt) としての、総体的可能性 (gesamte Möglichkeit) への関係においても考察する」(ibid.)ののだという。つまり、単にそのつど与えられた述語が問題となっているのではなく、あらゆる可能的述語の全体が前提とされなければならないのである。物は、この総体的可能性とつねに関係を取り結び、これによって汎通的に規定されなければならない。そしてまた、そのような総体的可能性は、「個々の物の特殊的可能性に対する与件をア・プリオリに含んでいるべき、すべての可能性のための質料」(A573/B601)という前提に基づく。そのような「質料」への関与を指示する原理として、汎通的規定原則は内容に関わる原則なのである。

カントはまた次のようにも言う。「あらゆる概念の規定可能性は、二つの対立する述語に対する排中律の普遍性 (Allgemeinheit, Universalitas) にしたがうが、一つの物の規定は、あらゆる可能的述語の全体性 (Allheit, Universitas) ないし総括にしたがう」(A572/B600 Anm.)。

規定可能性は矛盾律に基づき、また排中律にしたがう。これに対し、汎通的規定原則は、規定可能性原則に基づきつつ、さらに「あらゆる可能的述語の全体性」、すなわち「総体的可能性」を前提として、これに基づくものでなければならないのである。

さて、汎通的規定原則がカントによってまずこのように提示されたのであるが、

その具体的な適用の様子について詳しい描写があるわけではない。しかし、われわれはこの原則が当時の講壇哲学において周知のものであったことを知っている<sup>8</sup>。ヴォルフは、「実在するもの、あるいは実現しているものはすべて、汎通的に規定されている (Quicquid existit vel actu est, id omnimode determinatum est)」<sup>9</sup>と記している。カントはヴォルフのこの記述の独訳をそのまま引用しているのであり、「すべて実在するものは汎通的に規定されている (alles Existierende ist durchgängig bestimmt)」(A573/B601)と訳出する。実在するものは、すでに自己のすべての規定をもって存在しているというのであり、この原則は個体化の原理ともなっている。すなわち、ある個体が当の個体であるのは、すべての性質によってあらかじめ規定されていることによるのである。たとえわれわれ観察者が、ある物のある性質について知らずにいたとしても、その物それ自体にはその性質はすでに備わっており、それによって一つの個体として現実中存在している。これが汎通的規定原則の意味するところなのであり、カントはそのための「超越論的前提」(A572/B600)として、「総体的可能性」について語る。

しかし、この「総体的可能性」は理念にすぎない。理念は「客観的実在性から遠く離れている」のであって、現象において「具体的に」表象されることはありえない(A567/B595)。にもかかわらず、この「総体的可能性」の理念は個別的な対象の概念とも見なされうる道があるのであって、その個別的対象の概念こそ「純粹理性の理想」と呼ばれるのである(A574/B602)。

さて、このような「総体的可能性」をなすあらゆる可能的述語は、それぞれ肯定的であるか否定的であるかであるが、否定というものは「対立する肯定をその根底に置くことなしには」はっきりと考えることができない(A575/B603)。闇は光によって知られるところとなるのである(ibid.)。したがって、「否定的なものの概念はすべて派生的であり、実在的なものがあらゆる物の可能性と汎通的規定のための与件を、すなわちいわば質料ないし超越論的内容を含んでいる」(ibid.)のである。そのような実在的なものは、また「超越論的基体」(ibid.)であり、これは「実在性の全体(omnitudo realitatis)」(A575-6/B603-4)という理念であって、「最も実在的な存在者(ens realissimum)」(A576/B604)の概念は、個別的な存在者の概念として「人間理性がもちうる唯一本来的な理想」(ibid.)、すなわち神である。

すると、理想という弁証論的推論の推論形式と見なされた「選言的理性推論」はどのような形をとるのか。カントは続けて次のように論じている。すなわち、大前提(「Xは、Pであるか、またはQである」)は、「すべての実在性の総括の表

象以外の何ものでもない」(A577/B605) のであって、それぞれの物 (X) を汎通的に規定する場合には、その実在性の全体 (P と Q) を制限する。つまり、小前提「XはQではない」として、全体からQを排除して制限することにより、結論「XはPである」が導かれる。言いかえれば、それぞれの物 (X) は汎通的規定原則に則って、自己のすべての規定をもっていなければならないとするならば、大前提「XはPであるかまたはQである」における実在性の全体を参照することによって、自己の規定を肯定したり、あるいは制限することが可能になる (小前提および結論)。このようにして、選言的理性推論の形式において、「超越論的大前提」(ibid.) としての「実在性の全体」が、そしてその「理想」、すなわち「最も実在的な存在者」としての神が、超越論的前提として提示されるのである。

以上のようにして、「理想」章において「神」の理念が導かれるのであるが、やはり注意すべきは、この推論もまた弁証論的推論となりうるということである。もし超越論的前提における「実在性の全体」、「総体的可能性」、「あらゆる可能性の総括」、「最も実在的な存在者」としての神に客観的実在性が与えられるなら、それは仮象をうむ弁証論的推論となる。ただわれわれは、そこに主観的実在性のみを与え、悟性使用のための統制的原理として役立てることで満足しなければならないのである。

## 5. 課題の結論として

「理想」章において提示された汎通的規定原則という考え方は、既述したように、当時の講壇哲学、とりわけライプニッツ＝ヴォルフ学派の哲学において周知の思想であった。これは、ひいてはライプニッツの个体論やモノドロギーに淵源するものであり、すなわち个体はそれだけで完結して自体的に存立しているという考え方に基づいているのである。个体は他なるものとの関係なしに、自己の諸規定のすべてを内在して存立しているものであり、あらゆる運動や変化も、个体それ自体のうちに根拠をもつのである。それゆえ、「すべての存在者は汎通的に規定されている」(A573/B601) のである。

本稿の課題は、「超越論的弁証論」の「誤謬推理」章、「アンチノミー」章、「理想」章が、いかなる構造的連関をなしているのかを明らかにすることであった。

「理想」章で示された汎通的規定原則は、要するに、ある物の概念の規定内容がすべてあらかじめ定まっているという考えである。「誤謬推理」章では同一律に基づく推論が論じられたが、"Subjekt"概念の同定は、そもそもその概念の内容を完

全に把握していなければ不可能である。というのは、 $A_1 = A_2$ という同一律は、左項 $A_1$ と右項 $A_2$ の概念内容が完全に一致している場合にのみ言いうるのであるとすれば、両者の概念があらかじめ汎通的に規定されていることが前提となっているはずだからである。「アンチノミー」章においても事情は同様である。二つの矛盾対立する立場は、それぞれ自己と対立する立場を仮定するなら、結果として矛盾に陥ることを示し、自己の真であることを証明するという証明方法をとっていた。これは矛盾律に基づき、さらに $P$ か $\neg P$ かのいずれかが真であるという排中律に基づいているが、さらに、この排中律を何らかの物に適用するということがそれ自体が、 $P$ か $\neg P$ のどちらか一方が真であることがすでに決定されているという考えに基づいているのであり、すなわち物はあらかじめ汎通的に規定されているという汎通的規定原則を前提としていたのである。

さて、超越論的弁証論の根底に存するカントのこのような汎通的規定原則に対する考えは、さらにまた物の内的規定を超えて、諸物の外的関係を確保しようとする批判の仕事と強く結びついているということ、そして、汎通的規定原則において提示された「総体的可能性」としての「可能性」概念が、批判哲学のうちにいかなる機能を果たしているかという点は、さらに追及して考える価値のある論点であると言える。

しかし、本稿では、以上述べてきたとおり、「誤謬推理」も「アンチノミー」もともに、「超越論的弁証論」の最後に位置づけられた章、すなわち「理想」章で論じられる汎通的規定原則を前提として、仮象に導かれたのであり、したがって、このような連関をなす「超越論的弁証論」の全体は、ヴォルフらが考えたように、汎通的規定原則を物についての客観的原則ととらえてはならない、せいぜい主観的な原則として悟性に対して統制的に使用できるだけであると宣言するものであるということが確認できたことをもって満足することとしたい。

---

<sup>1</sup> コメンタリーとしては、Andersen (1983)、および Heimsoeth (1969, Dritter Teil: Das Ideal der reinen Vernunft, die spekulativen Beweisarten vom Dasein Gottes+ dialektischer Schein und Leitfadens der Forschung) がある。

<sup>2</sup> 1781年5月11日付ヘルツ宛書簡(X 270)において、カントは、通俗性を考えるなら『純粹理性批判』を「純粹理性のアンチノミー」から始める途もあったと書いているのであり、この著作の最重要の議論の一つであることは言うまでもない。

<sup>3</sup> この分析と総合の区分は、「序論」において提示される分析判断と総合判断の区別とは異なる区分であることを注意しなければならない。当時の趨勢としては(ザバレラ、ガリレオ、ホブズ、デカルト、ポール・ロワイヤル論理学、ニュートンなど)、むしろ前者の区別のほう

---

が一般的であった。この点についての詳細は福谷（2009）を参照されたい。

- 4 「思惟する主観は心理学の対象であり、あらゆる現象の総括（世界）は宇宙論の対象であり、考えられうるすべてのものの可能性の最高条件を含む物（存在者中の存在者）は神学の対象である。それゆえ純粋理性は超越論的靈魂論（理性的心理学）、超越論的世界学（理性的宇宙論）、最後にまた超越論的神認識（超越論的神学）にそれぞれ理念を与える。」（A334-5/B391-2）
- 5 矛盾対立の関係にあるのは、「すべてのSはPである」（全称肯定判断）と「いくらかのSはPではない」（特称否定判断）、また「すべてのSはPではない」（全称否定判断）と「いくらかのSはPである」（特称肯定判断）。
- 6 「すべてのSはPである」（全称肯定判断）と「すべてのSはPではない」（全称否定判断）が、反対対立の関係にある。
- 7 定言的理性推論の原理は「ある事物の徴標に属しているものは、その事物そのものにも属するのであり、そして事物の徴標に矛盾するものは、その事物そのものにも矛盾する」（IX 123）であり、仮言的理性推論の原理は「理由律」（IX 129）とされ、『純粋理性批判』における対応関係とは異なっている。
- 8 伊藤（2004）を参照されたい。バウムガルテンの記述は以下。「物は汎通的に規定されているかそうでないかのいずれかである。前者は個物であり、後者は普遍である。Hinc ens aut est omnimode determinatum, aut minus. Illud est singulare (individuum), hoc universale.」（XVII 56; § 148）
- 9 Wolff ([1757] 1962, 187)

[参考文献]

カントの著作からの引用や参照箇所の指示は、原則としてアカデミー版『カント全集』*Kant's gesammelte Schriften*, hrsg. von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften ; jetzt hrsg. von der Berlin=Brandenburgischen Akademie der Wissenschaften に拠り、巻数と頁数をそれぞれローマ数字とアラビア数字によって括弧のなかに併記する。『純粋理性批判』にかんしては、R. Schmidtの校訂した *Philosophische Bibliothek 37a*, 1990 のテキストに拠り、慣例にしたがい、原著第一版（1781年）をA、第二版（1787年）をBとし、そのあとに頁数を記す。なお、引用文中の □ は筆者による補足である。

Andersen, Svend. 1983. *Ideal und Singularität*, de Gruyter.

Heimsoeth, Heinz. 1969. *Transzendente Dialektik – Ein Kommentar zu Kants Kritik der reinen Vernunft*, de Gruyter.

福谷茂. 2009. 「物自体と『純粋理性批判』の方法」, 『カント哲学試論』, 知泉書館, 所収, 26-34.

伊藤美恵子. 2004. 「カントにおける認識の汎通的規定原則について」, 『論集』 23, 東京大学大学院人文社会系研究科哲学研究室, 所収, 59-76.

Wolff, Christian. [1757] 1962. *Philosophia Prima sive Ontologia*, *Christian Wolff Gesammelte Werke II*. Abt. Band 3, Hrsg. u. bearb. von Jean Ecole, Olms.

Baumgarten, Alexander Gottlieb. 1757. *Metaphysica*, ed. IV, Halle. In : *Kant's gesammelte Schriften*, hrsg. von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften Bd. XVII.